平成２１年（フ）第４７９号
奈良県橿原市小房町13番37―314号パルコートM
債務者　池内　善弘
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
奈良県橿原市膳夫町114番地の９
債務者　今西　里美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
奈良県橿原市小房町13番32号小房荘
債務者　宮下　隆雄
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
奈良県橿原市小房町13番32号小房荘
債務者　宮下さち子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
奈良県北葛城郡広陵町寺戸438―１　寺戸ハイツ104号、住民票上の住所奈良県香芝市北今市四丁目253番地の７
債務者　楠本　雅司
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
奈良県葛城市當麻52番地１　白鳳マンション201号
債務者　田中ひろみ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
奈良県大和高田市日之出東本町８番７号
債務者　髙桑　正一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
岡山県倉敷市茶屋町353番地31　203号
債務者　岡田加代子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
福島県喜多方市字花園187番地１、前住所福島県福島市山居122番地の８　レオパレス21山居第２―104号
債務者　山口研一郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
群馬県前橋市青柳町209番地10
債務者　高橋　勝利
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０９号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目866番地１　ドーチェスター302
債務者　森田かおり
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１５号
群馬県前橋市力丸町135番地２
債務者　齊田登志雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２２号
群馬県渋川市有馬1626番地８
債務者　今井美枝子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
群馬県前橋市富士見町石井2445番地462
債務者　笠原　　一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２８号
群馬県前橋市大渡町１丁目12番地19　戸所貸住宅
債務者　山田　広美（旧姓中）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
群馬県渋川市北橘町八崎167番地　ハートフルタウン236Ｄ号室
債務者　盛澤麻奈美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４６号
群馬県前橋市稲荷新田町206番地２
債務者　湯淺都弥子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所